（その１）

収支報告書

令和2 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　りっけんみんしゅとうくまもとけんれんごう

1 政治団体の名称　立憲民主党熊本県連合

2 主たる事務所の所在地　熊本市中央区八王寺町34-18

3 代表者の氏名　矢上　雅義

4 会計責任者の氏名　濱田　大造

事務担当者の氏名　光田　環

（電話）　096-379-8506

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	矢上　雅義
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

熊本県選挙管理委員会 受付 2.9.23 午前 時 分 選第 号

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

済

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,136,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	6,136,000
支　出　総　額	6,136,000
翌年への繰越額	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	136,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	34

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
1	立憲民主党	1,000,000	R2/2/17	東京都千代田区平河町2-12-4　ふじビル3F	
2	立憲民主党	1,000,000	R2/4/21	東京都千代田区平河町2-12-4　ふじビル3F	
3	立憲民主党	1,000,000	R2/7/21	東京都千代田区平河町2-12-4　ふじビル3F	
4	立憲民主党一般交付金	3,000,000	R2/9/4	東京都千代田区平河町2-12-4　ふじビル3F	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合　　計	6,000,000			

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	740,000		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	510,877		
(4) 事務所費	688,118		
小計	1,938,995	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	253,700		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	733,400	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	733,400		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	220,000		
(5) 寄附・交付金	2,989,905		
(6) その他の経費	0		
小計	4,197,005	0	
合計	6,136,000		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	車修理代	24,650	R2/3/30	熊本トヨタ自動車（株）	熊本市南区日吉2-10-1	
2	封筒代	82,500	R2/8/7	（株）林田印刷	熊本市中央区米屋町1-9	
3	パソコン代	183,900	R2/8/27	（株）九州ケーズデンキ	茨城県水戸市桜川1-1-1	
4	電話機代	20,774	R2/8/27	（株）九州ケーズデンキ	茨城県水戸市桜川1-1-1	
5	タイヤ代	125,840	R2/8/29	(有)タイヤショップロード	人吉市鬼木町739-1	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	73,213				
	合計	510,877				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電話代	25,054	R2/1/10	ＮＴＴファイナンス	東京都港区港町1-2-70	
2	事務所4月分賃借料	70,000	R2/4/24	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
3	事務所5月分賃借料	70,000	R2/5/25	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
4	事務所6月分賃借料	70,000	R2/6/25	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
5	事務所7月分賃借料	70,000	R2/7/27	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
6	事務所8月分賃借料	70,000	R2/8/25	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
7	令和元年分政治資金監査報酬	77,000	R2/8/25	税理士　岡本良介	熊本市北区徳王1-7-15-105	
8	令和２年分政治資金監査報酬	55,000	R2/8/25	税理士　岡本良介	熊本市北区徳王1-7-15-105	
9	事務所9月分賃借料	70,000	R2/8/31	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
10	事務所10月分賃借料	70,000	R2/8/31	濱田大造事務所	熊本市中央区八王寺町34-18	
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	41,064				
	合計	688,118				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	御樽代	15,000	R2/1/11	連合熊本菊池阿蘇地域協議会	菊池郡大津町大津1253-4	
2	議員会員費	44,000	R2/8/12	ドットジェイピー	東京都千代田区麹町2-10-2	
3	年会費	180,000	R2/8/12	熊本県平和運動センター	熊本市中央区九品寺4-1-8木村ビル3F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	14,700				
	合計	253,700				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	広報車点検料	80,000	R2/2/9	トヨタカローラ熊本（株）	熊本市中央区世安町183	
2	ポスター代	268,400	R2/2/25	(有)サメシマ	熊本市中央区出水3-4-18	
3	ポスター代	385,000	R2/7/27	(有)サメシマ	熊本市中央区出水3-4-18	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	733,400				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					グラフ作成費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	グラフ作成費	220,000	R2/5/25	ＨＩＲＡＴＡ	東京都千代田区三番町7-13	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	220,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附	2,989,905	R2/9/10	熊本のまちづくりを考える会	八代市本野町2027-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	2,989,905				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　9月　17日

政治団体の名称　立憲民主党熊本県連合

会計責任者の氏名　濱田　　大造　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

矢上　　雅義　(印)

政治資金監査報告書

令和２年９月１７日

立憲民主党熊本県連合
代表　矢上　雅義　殿

登録政治資金監査人　岡本 良作 ㊞
登　録　番　号　第　２４６０　号
研修修了年月日　平成２０年１２月１５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、立憲民主党熊本県連合の令和２年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適性化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、立憲民主党熊本県連合の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

立憲民主党熊本県連合と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党熊本県連合と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上